

随意契約理由書

1 案件名称

港区民センター移転に伴う区役所附設会館等予約システム設定変更業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社大阪支店

3 随意契約理由

当業務については、令和6年4月に移転が予定されている港区民センターにかかる区役所附設会館等予約システム（以下、「システム」とする）設定変更業務である。

システムの各プログラム等の著作権については、開発元である富士テレコム株式会社に留保されている。

したがって、本業務内容を遂行できるのは、システムを開発し、システムの機能や業務フロー等のすべてを正確に把握している現行保守業者のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部施設担当（電話番号：06-6208-7327）